主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査 しても、同四一一条を適用すべきものとは認あられない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一〇月一六日

最高裁判所第三小法廷

裁判官

裁判長裁判官 長 谷 川 太一 郎 井

> 裁判官 島 保

上

登